

議案第20号

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

平成26年1月16日付けで別紙申請書により申請のあった公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大市大総務第61号

平成26年 1 月16日

大阪市長 橋下 徹 様

公立大学法人大阪市立大学

理事長 西澤 良記 印

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可申請に
ついて

標題について、地方独立行政法人法第23条第1項の規定により、公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限の変更について

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限（平成18年4月1日認可）を次のように変更し、平成26年4月1日から適用する。

第3項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項第3号中「5,250円」を「5,400円」に改める。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

公立大学法人大阪市立大学が徴収する料金の上限 (抄)

1 - 2 省 略

3 附属病院の使用料等

- (1) 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(平成4年環境庁告示第40号)により算定した額(その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額)とする。ただし、自動車損害

賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (2) 省 略

- (3) 診断書、検案書又は証明書の手数料の上限額は、1通につき5,250円とする。
5,400円

4 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(料 金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上
限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければ
ならない。